

多摩地域福祉有償運送運営協議会  
(令和5年度 第1回)

## 会議録

会議名	令和5年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日時	令和5年5月23日（火） 午後2時～午後4時30分	
場所	(新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインにて実施)	
確認者	委員	田淵、谷口、中村、金井、後藤、島津、小池(町田委員の代理出席)、堀田、門井(鎌塚委員の代理出席)、伊藤、工藤(山田委員の代理出席)、高岡(野村委員の代理出席)
	事務局	多摩市(稲城市・羽村市は委員に同席)
欠席委員	尾崎、高橋	
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介及び挨拶</li> <li>3 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 運営協議会会長の互選及び副会長の指名について</li> <li>(2) 自家用有償旅客運送の制度改正についての説明</li> <li>(3) 運営協議会に協議申請された事項の審査について</li> </ol> </li> <li>4 その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登録団体のヒヤリハット等事例について</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> </ol>	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	0名	
付資料	<p>事前送付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次第</li> <li>(2) 令和5年度第1回運営協議会協議予定団体一覧</li> <li>(3) 更新登録申請団体要件確認表(14団体・14件分)</li> <li>(4) 新規登録申請団体要件確認表及び申請書類(1団体・1件分)</li> <li>(5) 【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿</li> <li>(6) 【資料2】79条登録団体等一覧表</li> <li>(7) 【資料3】需給状況等一覧(11市分)</li> <li>(8) 【資料4】登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表</li> <li>(9) 自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の制度改正について(新旧)</li> <li>(10) 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱</li> <li>(11) 運営協議会におけるWEB会議の各種留意事項について</li> </ol>	

(開 会)

【運営協議会事務局】 それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。

今年度、運営協議会の事務局を務めさせていただきます多摩市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。会議の進行については、事前に配付いたしました次第に沿って進行させていただきます。よろしくようお願いいたします。

では早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項について、事務局より説明させていただきます。お手元に資料のほうをどうぞ御用意ください。よろしくお願いいたします。

資料のほうですが、まず次第、(2)で令和5年度第1回運営協議会協議予定団体一覧、(3)更新登録申請団体要件確認表、こちらは14団体、14件分です。(4)新規登録申請団体要件確認表及び申請書類、こちらは1団体、1件分になってございます。あと6点ほどございますが、資料1. 多摩市地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、続いて資料2. 79条登録団体等一覧表、資料3. 需給状況等一覧、こちらは11市分でございます。そして、資料4. 登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表。そして、今度は(9)になります自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正について（新旧）、(10)多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、(11)運営協議会におけるWEB会議の各種留意事項について、以上の11点でございます。資料のほう過不足等ございませんでしょうか。

それでは、次に運営上の留意事項について御説明をさせていただきます。

本会議は、設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音させていただきます。発言される方は、恐れ入りますが氏名を述べていただいてからお話しくделаさいますよう、よろしくお願いいたします。

本日、ウェブ会議となっておりますので、通常時にはマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。御発言される際はマイクをオンにいただき、御発言が終わりましたら、再びマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

なお、公開用の会議録は発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人のお名前は表示いたしません。

傍聴の方にも御連絡いたします。

協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっておりますので、そういった場合は強制退室させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

運営上の留意事項については、以上でございます。

### (委員の紹介及び挨拶)

では、次第の2番に移らせていただきます。

委員の紹介及び挨拶でございます。

今年は委員の改選期でございます。本日お集まりの委員の皆様には既に事務局より委員の委嘱をさせていただいております。また、設置要綱第8条3項により、会長の任期は、委員としての任期終了後も後任の会長が選任されるまで延長するものとされております。そのため、前会長には後任の会長が選任されるまでの進行をお願いいたします。

それでは、まず前会長に自己紹介をお願いいたしまして、次に本日お送りしています資料1の運営協議会委員名簿の上から順に、自己紹介をお願いできればと思います。

～自己紹介～

本日、欠席の委員が2名おりますので紹介させていただきます。

住民代表になっていただいております委員が御欠席です。加えて、タクシー事業者代表の委員が御欠席となっております。

皆様、自己紹介に御協力いただき、ありがとうございました。

続きまして、改めまして協議会の事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

再度になりますが、私、多摩市福祉総務課長でございます。よろしく願いいたします。

続いて、運営協議会の副幹事市を紹介させていただきます。稲城市さん、どうぞよろしく願いいたします。

【稲城市】 副幹事市の稲城市でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【運営協議会事務局】 皆様、お時間いただきありがとうございました。

ここで、改めまして事務局より会議の成立について報告いたします。

本日の出席委員は12名でございます。設置要綱第7条第1項に定める定足数を満たしておりますので、会議のほうはこのまま進行させていただきます。

では、これより前会長に進行をお願いいたします。

【前会長】

それでは、事務局から説明のありましたとおり、設置要綱第8条3項により、後任の会長が選任されるまで会長として進行させていただきます。

### (運営協議会会長の互選及び副会長の指名について)

次第の3番の(1)会長の互選及び副会長の指名について御説明いたします。

設置要綱第6条2項の規定により、会長は委員の互選により定めることになっております。また、4項の規定により副会長は会長の指名した者を充てることとなっております。

まず、会長の互選を行います。

会長の互選につきまして、委員の皆様から御意見はございますでしょうか。

【運営協議会事務局】 お願いいたします。

【委員】 はい。委員を会長に推薦いたします。

【前会長】 会長に推薦するとの声が上がりましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、改めまして、会長を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事を進行させていただきます。

設置要綱第6条4項の副会長の指名でございます。

会長が指名するというところでございますので、私から多摩市の委員を副会長に指名いたします。よろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

異議なしということでありましたので、よろしくお願いいたします。

【委員】 改めまして、多摩市健康福祉部長でございます。

副会長として、円滑な議事進行のため、会長を補佐してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

### (自家用有償旅客運送の制度改正についての説明)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、式次第に従い、次第の3番の(2)自家用有償旅客運送の制度改正についての説明について、国土交通省関東運輸局東京運輸支局様、お願いいたします。

【運輸支局】 私のほうからは、今年3月31日付で改正となっております福祉有償運送の処理方針について、少しでも説明をさせていただきます。

今回の制度改正に関しては、レベル4の自動運転が解禁されたことに伴う制度改正となっておりますので、皆様にはすぐに影響は出てこないようなものとなっておりますが、一応制度の改正があったというところで御説明をさせていただければと思います。

レベル4の自動運転になりますと、運転士が不在の状態公道を走行できるということになりますので、それに関しての取扱いを定めたというものになります。

福祉有償運送ではなくて、交通空白地有償運送ということで、そちらのほうではもう始まっているものにはなりますけれども、福祉有償運送はどうしても介護が必要な方の運送に特化したものになっていたり、あとは面的な輸送ですね。ルートが決められているということではなくて、そのエリア内においての運送ということでやられている事業者さんがほとんどだと思うので、ちょっと今現状、このレベル4の自動運転は福祉有償運送の制度のほうはそぐわないのかなあと個人的には感じているところではあるんですけども、一応周知だけさせていただきます。

ちょうど今日、報道があったのですが、御覧になられた方もいらっしゃるかもしれないんですけども、また福祉有償運送、自家用有償旅客運送の制度が今年の夏をめどに大幅な改正が予定されているということで報道がなされております。具体的な内容はまだ届いていないので、また制度改正の正式な通知がありましたら、皆様にお知らせさせていただければと思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

この件につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。質問のある方は、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

(挙手する者なし)

特にありませんようですので、なければ次に進みます。運輸支局様、ありがとうございました。

#### (運営協議会に協議申請された事項の審査について)

続いて、議題の3. 運営協議会に協議申請された事項の審査についてです。

初めに、今回の協議方法について、事務局からの御説明をお願いいたします。

**【運営協議会事務局】** では、事務局のほうから説明をさせていただきます。

今回の協議につきましては、団体数が14団体と多いことから、今から申し上げる項目で区切り、審議をしていただければと存じます。

順番としては、3つに区切りたいと思います。

1つ目、更新申請のみの団体、2つ目、対価の変更を含む更新団体、3つ目、新規申請団体とさせていただきます。

また、更新のみの団体につきましても10団体と多いため、送付しております令和5年度第1回運営協議会協議予定団体一覧のNo. 1からNo. 5までが1つ、No. 6からNo. 10を1つの2つのグループで区切りをつけながら審議をいただければと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

なお、各市の需給状況については、円滑な会議の運営を図る観点から、事務局のほうからまとめて説明をいたしますので御容赦いただければと思います。

ただ、対価の変更及び新規申請団体に係る概要説明については、必要に応じて各自治体の皆様から説明をお願いしたいと思います。

最後に、全ての協議団体に共通する事項について周知をさせていただきます。

まず1つ、申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認しております。

続いて、東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体が確認しております。

重大な事故の発生は、各団体ともございませんでした。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受け、所管の自治体及び事務局において確認しております。

各自治体において、運営記録簿の書類を確認しております。あわせて、使用車両につきましても確認し、適正に管理運営がなされている状況であることを確認しております。

長くなりましたが事務局からの説明は以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、まず初めに更新申請協議団体のうち、No. 1からNo. 5の各団体の審査概要につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

**【運営協議会事務局】** それでは、内容確認等につきまして、配付しております皆様のお手元の(3)の更新登録申請団体要件確認表に基づき説明をいたします。

なお、審議用の資料といたしましては、利用対価表、地域のタクシー運賃料金比較表、車両一覧表、運転者要件一覧表、運行管理体制等を記載した書類、身体状況等、態様ごとの会員数、自動車保険内容一覧表等を事前に配付しておりますので、審議の際に御活用ください。事務局のほうでも、画面共有させていただきます。

では、No. 1、府中市の社会福祉法人府中市社会福祉協議会から説明をいたします。

お手元の要件確認表を御覧ください。

運転者、運行管理責任者、運送対象に変更がございます。

なお、運送対象要件のへ、トに該当する方はおりませんが、協議を行いたい旨の申出がありました。

続きまして、No. 2、小平市のNPO法人自立生活センター・小平でございます。

要件確認表、お手元御覧ください。

運送主体の代表者、使用車両、運転者、運送対象者に変更がございます。

続いて、No. 3、小平市のNPO法人移動サービス・バイユアセルフでございます。

要件確認表を御覧ください。

運送の対価、運送の対価以外の対価、使用車両、運転者、運送対象者に変更がございます。

なお、こちらの団体様の対価の変更については、令和3年度第1回運営協議会にて協議済みでございます。

続きまして、No. 4、東村山市のNPO法人障害者の自立を支える会こすもすでございます。

要件確認表を御覧ください。

使用車両に変更がございます。

続きまして、No. 5、東久留米市のNPO法人地域福祉ネット・結でございます。

要件確認表の使用車両、運送対象に変更がございます。

なお、運送対象要件のロ、へに該当する方はおりませんが、協議を行いたい旨の申出がありました。

次に、先ほど御説明したNo. 1からNo. 5に係る対象地域の需給状況について、概略を説明いたします。

資料は、皆様のお手元に配らせていただきます需給状況一覧、(7)の資料になりますが、表紙のほうには資料3-1と右上のほうに番号が振ってありますが、3-1から3-4まで参照をお願いしたいと思います。

本資料は、協議団体が属する対象地域の人口、運送事業の各事業ごとの保有台数等状況、それから介護保険・障害認定者の人数をまとめたものとなります。各数値については、資料に記載のとおりです。こちら、一つ一つの説明は大変恐縮ですが割愛をさせていただきます。審議のほうに資料を御活用いただければと思います。

また、この需給状況一覧には、各自治体の対象団体に対して事前に研修等の状況及び70歳以上のドライバーの対応について質問をしており、回答内容を同資料に記載してございます。あわ

せて、市町村で行っている公共交通施策についても資料に記載してございますので、御確認いただき審議の参考情報として活用いただければと思います。

この後の審議で行う協議団体についても同様の資料を添付しておりますので、内容は各地域の状況を記載したものでございますので、本審議以降の需給状況の説明については、資料の紹介をもって代えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、更新に係る前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等補足に係る説明については、事務局から今御説明のあったとおりです。

No. 1 から No. 5 までの 5 団体の審査を一括して行います。

これより審議に移りたいと思います。

事前に各委員から質問をいただいた事項について、団体ごとに事務局から質問の説明をしてください。よろしくお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、事前に委員の皆様には質問事項をいただいております。加えて、事務局より事前に質問のあった事項につきまして、会議の円滑な進行のために本日画面共有させていただいておりますが、委員の皆様からいただいた質問事項をまとめて、そのお隣に回答ということで各団体様から回答いただいた内容を記載させていただいております。

では、説明のほうをさせていただきます。

まず、No. 1 の社会福祉法人府中市社会福祉協議会に対して、質問は 6 点ございました。

質問の内容としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無や、日々の運転時の点呼の実施方法、加えて 75 歳に達する来年度以降の年齢に対する対応の検討、それから運転者の減少による運転者への負担や利用者への影響、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体さんの有無、それからドライバーの方が減った理由や今後の対応ということでの御質問をいただいたところです。

回答のほうには、団体様からの回答が記載されています。

以上の点について、団体側から補足及び説明がありましたらお願いいたします。

【会長】 それでは、当該の市、もしくは当該団体の補足説明があればお願いいたします。いかがでしょうか。

【府中市】 府中市地域福祉推進課でございます。

これらの質問に対しましての回答をまとめさせていただきましたが、これ以上の補足説明事項は特にございません。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

当該団体も同様でしょうか。

【府中市社会福祉協議会】 府中市社会福祉協議会でございます。

特にございません。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より、この場での御意見、御質問等はよろしいでしょうか。

(挙手する者なし)



なければ、続いてNo. 2について、事務局より事前質問の説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 委員、お願いいたします。

【委員】 すみません、1点確認なんですけれども、質問事項は大丈夫なんですけれども、先ほど事務局さんのほうから御説明ありました運送対象について、へととも今は0名なんですけれども、対象としたいということで、そうすると全ての項目について対象とするということで、これで協議を調えるということによろしいでしょうか。こちらとしては、特段問題はないですが。

【会長】 ありがとうございます。

当該市及び当該団体の方、よろしいでしょうか。特に何もありませんか。

【府中市】 府中市地域福祉推進課でございます。

特にはございません。以上でございます。

【会長】 社協も同様でしょうか。

【府中市社会福祉協議会】 同様です。

【会長】 分かりました。

それでは、今、委員から御指摘のあったものは了承ということでお願いいたします。

それでは、ほかにありますか、この件について。No. 1について、ほかに御質問、御意見。

なければ、No. 2について、事務局より事前質問の御説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、事務局より事前の質問のあった事項について説明をさせていただきます。

No. 2、NPO法人自立生活センター・小平様に対しての質問は5点ございました。

先ほどと重複している質問になりますが、アルコール検査器での反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、日々の運行時の点呼の実施方法、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体さんについて、旅客の範囲の登録の確認についてでございます。

それぞれの回答については、団体さんのほうから回答をいただいているところでございます。

では、以上の点について、団体側から補足及び説明がありましたらお願いいたします。

【小平市】 小平市です。いつもお世話になっております。

今、団体さんとも一緒に同じ場所で会議に参加させていただいておりますが、小平市、団体ともに記載させていただいた以上の補足は特にございません。以上でございます。

【会長】 当該団体も同様でしょうか。

【小平市】 当該団体も一緒に出席しておりますので、同様です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに特にこの場での委員の皆様からの御質問、御意見等ありますでしょうか。特にありませんか。

(挙手する者なし)

特になければ、続いてNo. 3について、事務局、事前質問の説明をお願いします。

【運営協議会事務局】 では、事務局から、No. 3、NPO法人移動サービス・バイユアセルフ に対しての質問は9点ございました。

画面共有のほうをさせていただいています。

質問の主なポイントとしては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両について、75歳以上の運転者に関して行っている取組、日々の運行時の点呼の実施方法、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体について。それから、旅客の範囲の確認です。加えて、車検の有効期限に関しましての質問、介助料金のなくす理由とキャンセル料金を値上げする理由。最後に、複数乗車に関しての御質問をいただいているところで

回答のほう、紙面で事前にいただいておりますが、団体側から補足及び説明がありましたらお願いいたします。

【小平市】 小平市です。今、当該団体も一緒に出席しております。

先ほど御説明の中でも説明いただいたんですけども、介助料金等については、令和3年度の第1回の運営協議会でお諮りいただいたものになりますので、その際に説明させていただいた内容を今回記載させていただいております。

そのほかは特に回答内容以上の補足はないところでございます。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、その他委員の皆様で、この場での御意見、御質問等ありますでしょうか。いかがですか。

(挙手する者なし)

特にないようですので、次、ではNo. 4に行きたいと思います。

事務局、事前質問の説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、No. 4、NPO法人障害者の自立を支える会こすもすに対しての質問は7点でございました。質問事項、主な内容でございます。

アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、日々の運行時の点呼の実施方法について、加えて運行管理の責任者が運転者を兼務する団体について。あと、要件確認表の4についての確認でございます。旅客範囲の確認もいただいております。あと免許の種類に関しまして、1種と2種どちらなのかという御質問もいただいているところでございます。

この質問に関しましては、回答のほうにお答えいただいているところでございますが、団体側から補足及び説明がございましたらお願いいたします。

東村山市様、それから団体様のほう、何かございますでしょうか。

東村山市様、聞こえていますでしょうか。

東村山市様、すみません、こちら事務局のほうに音声がかんこえていないところでございます。

ちょっと音聞こえてきました。音が聞こえていないです。

東村山市様、今チャットします。御覧いただければと思います。

東村山市様、補足説明はありますでしょうか。その有無だけ教えていただければと思います。チャットでお答えできますでしょうか。

チャットありがとうございます。補足説明、追加等、特にございませんということを承知いたしました。

【会長】 それでは、ほかの委員の皆様でこの東村山市と当該団体について、御質問、御意見はありますでしょうか。特にありませんか。ある場合は挙手でお願いしたいんですが。

(挙手する者なし)

特にないようですので、それでは次にNo. 5について、事務局より事前質問の御説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、続きましてNo. 5、NPO法人地域福祉ネット・結に対しての質問でございます。

質問は5点ございました。質問の内容、主なものでございます。

アルコール検査器で反応された運転手の有無、日々の運行時の点呼の実施方法、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無、加えて旅客範囲の確認でございます。最後に、運転者の方の資格要件の確認でございます。

回答のほうは、各団体様からいただいているところでございます。

団体側からの補足及び説明がありましたらお願いいたします。

【地域福祉ネット・結】 特にありません。

【会長】 それでは、委員の皆様からは、何か質問及び意見等々ありますでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 点呼方法について記載いただきました。ありがとうございました。

対面で行えない場合は電話点呼でということで一応お示ししておりますので、LINEではなく本人の、運転手さんの声が聞ける状態、最低限ですね、その状態で点呼を取っていただければと思うのですが、電話点呼は難しいですかね。

【地域福祉ネット・結】 LINEで行った上、電話点呼ということを進めていきます。今現在では、まだLINEだけでお互いやり取りという状態で健康状態を確認しております。

【委員】 ありがとうございます。そのような形で御対応いただけたらいいかなと思います。事故防止の観点からのお話ですので、徹底していただくようお願いいたします。私からは以上です。

【地域福祉ネット・結】 ありがとうございます。

【会長】 ほかの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。特に質問、意見等ありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

それでは、当該団体におかれてはLINEプラス電話で確実に点呼を取られるということでお願いいたします。

今まで、No. 1からNo. 5まで質疑応答を進めてきましたが、特に全体的に何かありますでしょうか。

(挙手する者なし)

なければ、No. 1 から No. 5 の 5 団体の申請については、協議会として了承するという事でよろしいでしょうか。もし何か意見等があれば挙手をお願いしたいんですが、特にありませんでしょうか。

(了の意思表示あり)

それでは、皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第 7 条の第 2 項に定める過半数以上の決が採れました。これにより、協議会として了承を得た旨を可決いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、No. 6 から No. 10 まで進めていきたいというふうに思っております。

事務局より御説明をお願いいたします。

**【運営協議会事務局】** それでは、No. 6 から No. 10 の団体の皆様について、順に説明をさせていただきます。内容確認等につきましては、配付しております更新登録申請団体要件確認表などにに基づき説明いたしますので、お手元の資料を御確認ください。

No. 6、昭島市の NPO 法人自立生活センター昭島から説明をいたします。

要件確認表の運転者、運送対象者に変更がございます。

また、様式 1. 車両一覧表に各車両の走行距離の記載が抜けてしまっております。改めてそこを紹介させていただきます。

初年度登録年月が平成 29 年 12 月の車両につきましては、走行距離が 2 万 8,638 キロ、平成 14 年 1 月の車両の走行距離につきましては 6 万 2,970 キロメートルであることを所管の自治体のほうに事務局から確認をさせていただいております。

続きまして、No. 7、あきる野市の社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会でございます。

初めに、資料の訂正について 2 点御案内をいたします。

1 点目、要件確認表 6、7 番の輸送の安全及び旅客の利便の確保の②五日市事務所の運行管理責任者についてでございます。

資料のほうの記載がありますが、人事異動により変更されております。

2 点目、様式 1. 車両一覧表の No. 5、6 の車両の使用の本拠の位置についてでございます。秋山事務所の住所が記載されておりますが、実際は五日市事務所で使用されているとのことです。訂正のほうをお願いいたします。

更新内容についてですが、要件確認表の運転者、運行管理責任者、運送対象者に変更がございます。

なお、運送対象要件のロ、ハ、トに該当する方はいませんが、協議を行いたい旨の申出がありました。

続きまして、No. 8、稲城市の社会福祉法人永明会でございます。

要件確認表の運転者、運送対象に変更がございます。

続きまして、No. 9、八王子市の NPO 法人ヒューマンケア協会でございます。

要件確認表の運送対象に変更がございます。

続いて、No. 10、調布市の NPO 法人調布ハンディキャブでございます。

要件確認表の運送主体の代表者、使用車両、運転者、運送対象に変更がございます。

なお、運送対象要件の口、へに該当する方はおりませんが、協議を行いたい旨の申出がありました。

資料の、もう一つ説明ですが、対象地域の需給状況についてでございます。

先ほどのグループで資料3の説明、需給状況の説明をいたしました。今回資料の3-5から3-9を参照していただければと思います。資料の説明については割愛をさせていただきます。

以上で事務局からの説明を終わります。

**【会長】** ありがとうございます。

更新に係る前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等補足に係る説明については、事務局から説明のあったとおりでございます。

それでは、No. 6からNo. 10までの5団体の審査を一括して行います。

それでは、審議に移ります。

事前に各委員から質問いただいた事項について、団体ごとに事務局から質問を説明してください。質問に対する回答は、該当の市もしくは該当団体の方からお願いいたします。

**【運営協議会事務局】** それでは、今回も質問事項に関しましては画面共有をさせていただきます。各団体様にも回答を御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、説明いたします。

No. 6、NPO法人自立生活センター昭島に対しての質問でございます。

質問数は8点ございました。

質問事項の主なポイントとしては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、75歳以上の運転者に関して行っている取組、運転手の減少について、加えて会員数が増加していることに対してどのような対応をしているのか。それから、月間または年間の運行回数。そして、日々の運行時の点呼の実施方法、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体について、車両の走行距離に関して教えてくださいという内容でございます。回答のほうは、共有させていただいているところです。

では、団体側から補足及び説明がございましたらお願いいたします。

**【昭島市】** 昭島市福祉総務課でございます。いつもお世話になっております。

質問の回答でございますが、ここに記載のとおりでございます。本日は、団体側からも同席をいただきまして、出席をさせていただいております。

運行に関しましては、日頃から安心・安全な運行に努めていただいておりますので、特段問題や、この件に関しての補足等は特にございませぬ。以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より、この場での御意見、御質問はありますでしょうか。特にありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

それでは、No. 7について、事務局に事前質問の説明をお願いいたします。

**【運営協議会事務局】** では、事務局より説明いたします。

No. 7、社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会に対する御質問は、11点ございました。  
質問事項の主な内容でございます。

アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、75歳以上の運転者に関して行っている取組、加えて会員数、それから運転者数の人数に対して運転が特定の運転者に偏っていないかどうか、運転者1人当たりの月間、年間の運転回数の御質問、日々の運行時の点呼、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体について。あと、車両の使用の本拠位置に関しまして。それから、要件確認表に関して持込み車両の記載の有無について、定年を設けているかどうかの有無。事務所の位置の問題で、事務局が秋川、五日市の2か所ありますので、運行管理体制はどのような状況ですかというところです。

この点につきまして団体からの回答をいただいているところですが、補足及び説明がありましたらお願いいたします。

【あきる野市社会福祉協議会】 あきる野市社会福祉協議会です。

こちらに書いてある回答以外に、特に補足はございません。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より、この場での御意見、御質問等がありますでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

2点、確認をさせていただきます。

まず、いただいた回答の中で、点呼の方法なんですけれども、自己申告で点呼簿に記入してもらったほか、職員がお声かけし、体調に変化はないかと確認しているということなんですけれども、点呼簿は団体さんが作成して保存する義務があるので、自己申告で書いても、それを団体さんがチェックするような体制が整えられているのでしょうか。

点呼は、基本的には対面なので、運行管理の責任者、それか代務者が代わりに行うということになるんですけれども、その対面での点呼も必ずやっているという理解でよろしかったでしょうか。

【会長】 当該団体、いかがでしょうか。

【あきる野市社会福祉協議会】 対面での点呼を必ず実施しております。団体のほうでこちらの点呼簿のほうも保管しています。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

あと、すみません、もう一点だけ確認で、旅客の範囲、先ほど事務局さんからの御説明で口とハとトは今0名なんですけれども、こちら登録したいということで、こちら登録ということでもよろしいですかねというところの確認です。

【あきる野市社会福祉協議会】 はい、よろしくお願ひします。

【会長】 委員、これで以上でしょうか。

【委員】 はい、以上です。ありがとうございました。

【会長】 ほかの委員の方で、特に質問、意見等ありますでしょうか。

委員、どうぞ。

委員、いかがですか。ちょっとこちらネットワークが……。

【委員】 すみません、理解いたしました。ありがとうございました。

【会長】 よろしいですか。特によろしいでしょうか、御質問、御意見等。すみません、今ちょっと委員のお声が聞こえなかったもので、ネットワークに問題があったみたいで。

【委員】 聞こえていますでしょうか。

【会長】 よろしかったら、もう一度お話ししていただけますでしょうか。

【委員】 特に、御回答いただいた内容で結構でございますので、理解いたしました。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか、ほかの委員の方で。

(挙手する者なし)

それでは、No. 8、よろしく願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、No. 8の説明を事務局のほうからさせていただきます。

事務局より、事前の質問があった事項について確認をさせていただきます。

社会福祉法人永明会に対する質問は5点でございました。質問の内容として、アルコール検査器で反応された運転手の有無、75歳以上の運転者に対する取組、日々の運行時の点呼の実施方法、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無。加えて、登録会員数が増加する中、車両数1台のままというところで対応が可能かどうかという御質問になってございます。

回答については、団体様からいただいているところです。こちらの回答に関しまして、補足及び説明がありましたらお願いいたします。

【稲城市】 それでは、稲城市より1点補足させていただきます。

No. 2の質問でございますが、75歳以上の運転者に関して行っている取組についてでございます。こちらに関しましては、運転者に関して、週20時間未満の勤務時間であっても法人の健康診断を実施しております。こちらは、資料の3-7にも記載している内容でございます。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、御質問、御意見等ありませんでしょうか。

委員、いかがですか。

【委員】 すみません、1点だけ確認させてください。

点呼の方法で、運転前点検表を用いたチェックを行っておりますということですが、そうすると毎回対面で行っているということによろしかったでしょうか。

【社会福祉法人永明会】 永明会です。

対面で行って、点検表もチェックしているということになっております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。委員の皆様からありますでしょうか。特にありませんか。

(挙手する者なし)

それでは、特にございませんですよですので、No. 9のほうに移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【運営協議会事務局】 では、No. 9について事務局より説明をさせていただきます。

No. 9、NPO法人ヒューマンケア協会に対しての質問は6点ございました。質問の内容としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、日々の運行時の点呼の実施方法、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無、旅客の範囲に関しての確認。加えて、講習の内容ですね。道路運送法に基づく認定を受けた講習の受講であるかどうかという質問でございます。回答については、団体様のほうからいただいているところでございます。

では、補足説明がございましたらお願ひいたします。

【ヒューマンケア協会】 ヒューマンケア協会です。今、これ以上の補足は特にないです。よろしくお願ひします。

【会長】 八王子市の方からも、特に補足等はありませんでしょうか。

【八王子市】 はい、なしで大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方で何か御意見、御質問等よろしいでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。

点呼の方法について、LINE等と書かれているんですけども、先ほどの話ともかぶってしまうんですけども、対面でできない場合は電話でということでお示ししておりますが、電話での点呼は可能でしょうか。

【ヒューマンケア協会】 ヒューマンケア協会です。

必ず音声というのはもちろんなんですけど、テレビ電話、LINE等というのも、LINEを使う場合もテレビ、要は画像で表情が見える状況で行わせていただきます。ちょっと顔が赤かったりとか、目が充血していたりという確認は必ずしたいので、そういう形で行っています。

【委員】 ありがとうございます。それであれば特に問題なさそうです。ありがとうございます。

【会長】 それでは、ほかの委員の方で何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

(挙手する者なし)

特になければ、それではNo. 10について、事務局、事前質問の説明をお願ひいたします。

【運営協議会事務局】 では、事務局よりNo. 10の説明をいたします。

NPO法人調布ハンディキャブに対しての質問は9点ございました。質問の内容としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両、日々の運行時の点呼の実施方法、運行管理責任者が運転者を兼務する団体の有無、要件確認表4について持込み車両の確認、それから旅客の範囲の確認、あと車検の有効期限についての確認。あと東京ハンディキャブ連絡会の講習の受講有無、任意保険に関する確認でございます。質問に関しまして、団体から回答をいただいているところです。

団体様のほうから、補足及び説明がありましたらお願ひいたします。



【調布市】 調布市役所福祉総務課と申します。よろしくお願いいたします。

こちらは今、団体さんとともに参加しているんですが、補足は1点です。

7番の委員から車検の予定ということで、こちらは回答では5月17日から26日の予定と書かせていただいておりますが、5月20日に車検が終了しておりますので補足させていただきます。以上でございます。

【会長】 それでは、ほかの委員の方、いかがですか。特にありませんか。

どうぞ、委員。

【委員】 すみません。旅客の範囲の確認なんですけれども、今回、ロの方とへの方はゼロ名なんですけれども、全て登録ということで、特に御意見なければイロハニホヘトで登録という理解でよろしいですかね。

【調布市】 調布市役所福祉総務課です。

今、調布ハンディキャブさんに確認いたしまして、御指摘のとおり全ての区分で登録をしたいということでございますので、御指摘のとおりでございます。以上でございます。

【委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか、委員の方で御質問、御意見。

(挙手する者なし)

特になければ、それではNo. 6からNo. 10の5団体の申請について、協議会として了承するというところでよろしいでしょうか。特に反対の方、いらっしゃいますか。

(了の意思表示あり)

それでは、皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第7条の第2項に定める過半数以上の決が採れました。これにより協議会として了承を得た旨を可決いたします。

皆様の協力により、更新協議のみの審議は全て終了いたしました。

なお、協議申請団体及び対象自治体の皆様へお知らせします。

これ以降は、変更協議申請を含む更新に係る協議及び新規申請に係る協議となりますので、対象となっていない皆様はこれをもって退室いただいて結構でございます。御協力いただき、ありがとうございました。

また、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。それでは、今から10分後の15時25分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

【会長】 それでは、休憩前に引き続いて会議を続けます。

続きまして、変更及び更新協議の対象となるNo. 11、NPO法人ちょうふ自立応援団からNo. 14、NPO法人くるみの協議に移ります。

変更協議等の審査概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、内容確認等につきまして、更新協議申請について御説明します。

まず、皆様のお手元に配付しております更新登録申請団体要件確認表に基づき、説明をいたします。変更協議申請については配付しております自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書、利用対価新旧対照表、利用対価表、地域のタクシー運賃料金比較表に基づき説明をいたします。

では、順に変更協議等の団体の説明をさせていただきます。

最初に、No. 11、調布市のNPO法人ちょうふ自立応援団です。

要件確認表の旅客から収受する対価、使用車両、運転者、運送対象に変更がございます。

なお、運送対象要件のロ、ハ、ヘ、トに該当する方はいませんが、協議を行いたい旨の申出がありました。

今回、変更協議する内容は運送の対価でございます。

変更の理由ですが、タクシー料金のおおむね2分の1に合わせた変更及び消費税増税に伴うものでございます。

続いて、No. 12、武蔵村山市のNPO法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会でございます。

要件確認表の旅客から収受する対価、運送対象に変更がございます。

今回、変更を協議する内容は運送の対価でございます。

変更の理由ですが、事業所として、昨今のガソリン価格・物価高騰の影響で悪化してしまった事業収支を改善するためとのことでございます。

続いて、No. 13、八王子市のNPO法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。

要件確認表の旅客から収受する対価、使用車両、運送対象に変更がございます。

今回、変更協議する内容は、運送の対価及び運送の対価以外の対価の2点でございます。

変更の理由ですが、事業所として、福祉有償運送事業単体での赤字が続いており、今回の改定により赤字を解消し、運転協力者の処遇改善につなげるためのものでございます。

続いて、No. 14、八王子市のNPO法人くるみでございます。

要件確認表の旅客から収受する対価、運転者、運送対象者に変更がございます。

今回、変更協議する内容は、運送の対価及び運送の対価以外の対価の2点でございます。

変更の理由ですが、事業所として、福祉有償運送事業単体での赤字が続いており、今回の改定により赤字を解消し、運転協力者の処遇改善につなげるためのものでございます。

続いて、対象地域の需給状況についてでございます。

こちらの資料に関しましては、先ほどの更新団体と同様に、資料3の枝番8から9、10について、各市の需給状況が記載してございます。そちら、お手元の資料のほうを御確認ください。資料の内容に関しましては、一つ一つの説明については時間の関係上、割愛をさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

【会長】 ありがとうございます。

これより審議に移ります。

事前に各委員から質問をいただいた事項について、団体ごとに事務局から質問を説明してください。

質疑に対する回答は、該当の市もしくは該当団体の方からお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【運営協議会事務局】 では、事務局より、先ほどと同様に事前に委員の皆様から質問をいただいております。それに対して団体からの回答をいただいております。画面共有を資料のほうはさせていただきます。

No. 11、NPO法人ちょうふ自立応援団に対しての質問は14点ございました。

質問事項としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、あとは運賃の変更に関する理由。それから、菊野台営業所の使用台数の変更に関する状況の確認、対応策の確認、市内・市外の料金設定を撤廃した理由について。それから、会員数の増加に関する対応について、日々の運行時の点呼の実施方法について、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無、要件確認表4の記載について、旅客範囲の確認。あと、菊野台営業所に関する車両の登録数の対応について、運転者要件に関して講習の受講に関する確認、運行管理の体制等を記載した書面の確認、2キロメートル未満の運送の対価の変更に関する理由についての御質問があったところでございます。

回答はいただいているところでございますが、団体様のほうから補足及び説明がありましたらお願ひいたします。

【調布市】 調布市役所です。

今、団体さんと同じ部屋でこちらに対応しておりますが、特に補足等はございません。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より、この場での御意見、御質問等はよろしいでしょうか。ありませんでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 よろしくお願ひします。

菊野台営業所についてお伺ひしたいのですが、こちらを事業所として残したいのであれば運行管理体制なども確認が必要なんですけれども、そういったもの、もうないということであれば事務所の廃止のお手続が必要なのですが、いかがされますか。

【ちょうふ自立応援団】 廃止の方向です。

【委員】 承知いたしました。そうしましたら、改めてお手続の方法など御案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【ちょうふ自立応援団】 お願ひします。

【委員】 私からは以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

(挙手する者なし)

ほかにいらっしゃらなければ、それではNo. 12のほうの御説明をお願ひいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、No. 12 について説明をさせていただきます。

NPO法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会に対する御質問は12点ございました。

質問としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両について、75歳以上の運転者に関して行っている取組、運転者の方がお二人とも75歳以上ですが、増員は難しいかどうかという御質問。加えて、会員数の増加についての理由、加えて利用者、要介護認定者が増加している理由。また、車両は今後も変わらず2台で対応予定かどうかの確認。日々の運行時の点呼の実施方法について、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無。先ほどもありましたが、会員数の増加に対応して車両2台で需要が賄えているのかどうか、その対応について。また、旅客の範囲の確認について。それから、車両の一覧表、これはちょっと記載事項の確認になります。

質問について、団体様のほうから回答いただいているところでございますが、補足、説明がありましたらお願いいたします。

【武蔵村山市】 武蔵村山市役所福祉総務課と申します。音声、聞こえておりますでしょうか。

【運営協議会事務局】 はい。

【武蔵村山市】 ありがとうございます。

ただいま団体様と共に出席のほうをさせていただいております、すみません、No. 12のほうの確認表の記載誤りにつきましては、こちらの不手際でございました。大変申し訳ありませんでした。その他、補足等はございませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様で、この場での御意見、御質問はありますでしょうか。

委員、ありませんでしょうか。

【委員】 そうですね、ちょっと気になったのが、100名に対して車両3台ということで、ちょっとこちらはお断りすることが多くなってしまうと旅客の不便を被ってしまうのですが、頻度とかというのはいかがですかね。あまり多くないんですかね。

【武蔵村山市】 武蔵村山市のほうから御回答させていただきます。

今、団体様にもそういった状況を確認させていただいたんですが、あまり予約が重複する状況というのはそこまで頻度としては多くないということで、今お伺いをしているところでございます。回答のほうにも載せさせていただいたんですが、もし重複した場合につきましては、相手方と時間を調整して現状は対応を図っているところでございました。以上でございます。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかの委員の方で御質問、御意見等ありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

なければ、No. 13に移りたいと思います。御説明お願いします。

【運営協議会事務局】 では、No. 13、説明をさせていただきます。

NPO法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。

質問は9点です。

内容としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子。そして、送車回送料を無料から有料に設定した理由について、また新

たに設定した理由について。運送対価以外の対価の送迎回送料金について、どのようなときに請求されるのか、具体的なケースを教えてください。日々の運行時の点呼の実施方法について、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無について。車両の確認ですね。車両2両のうち、持込み車両1両でよいかどうかの確認。最後に、旅客の範囲についての確認でございます。

団体様のほうからは回答をいただいているところでございます。こちらの回答に補足、説明等ございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。

【八王子市】 八王子市高齢者いきいき課と申します。音声、聞こえていますでしょうか。

【運営協議会事務局】 聞こえております。

【八王子市】 質問の3についてなんですけれども、補足ですが、基本1人の方が運転者として運行されているということで、記録簿等については団体のほうで管理し確認されているということです。また、点呼は対面で声かけをしているということです。以上です。

【会長】 それでは、委員の皆様から、この場での御意見、御質問等ありますでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 旅客の範囲の確認なのですが、要件確認表ですとイとロにそれぞれ人数を入れていただいているんですけれども、質問に対する回答だとイとニで変更なしということで御回答いただいています、どちらが正しいですかね。それとも、イとロとニを登録したいということになりますか。

【八王子市】 八王子市高齢者いきいき課です。

旅客の範囲としては、障害者と要介護認定者になりますので、新しい区分けですとイとニになりますか。ちょっとどちらかが古い様式のままになってしまっているかもしれないです。

【委員】 そうですね、すみません。新しい区分けでイとニで間違いないということですかね。

【八王子市】 はい、そのとおりです。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。じゃあイとニで把握しておきます。以上です。

【会長】 特に補足、事務局からありませんか。

【運営協議会事務局】 事務局のほうから、御提出いただきました更新登録申請団体要件確認表は古いものを使用されていたため、表記の確認がずれたようなところでございます。事務局の手元にある資料では古いものをいただいているところでございますので、確認された内容でよろしいかと思えます。

事務局からは以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これについての差し替えについては……。

【委員】 会長、よろしいでしょうか。

【会長】 委員、どうぞ。

【委員】 今回、回送料金のごことで質問させていただいておりますけれども、御回答のほうをいただいております、これを読んでみますと回送の料金につきましては30分までは料金は取らないということで間違いないでしょうか。

【ケアプレイスはなでんしゃ】 ケアプレイスはなでんしゃのサイトウと申します。

30分以内はほとんど取らないことにしているんです。30分以上過ぎてから料金は発生するようになっております。

【会長】 委員、今の回答でよろしいでしょうか。

【委員】 ほとんど取らないということは、取らないということですよ、30分未満は。

【ケアプレイスはなでんしゃ】 そうです。すみません、ちょっとややこしかったかな。すみませんです。

【会長】 よろしいでしょうか。ほかの委員の方で御質問、御意見ありますでしょうか。特によろしいですか。

(挙手する者なし)

では、変更申請の最後、No. 14、よろしく願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、事務局から最後、No. 14の説明をさせていただきます。

NPO法人くるみでございます。

質問は9点ございました。

質問事項の内容としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、75歳以上の運転者に関して行っている取組。加えて、送車回送料金に関する状況ですね、どのような状況かの確認。それから、80歳の運転者に関する特別に注意していること、対応などの御質問。それから、運送対価以外の対価の特殊車両使用料についての御質問。日々の運行時の点呼の実施方法に関して、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無について、最後に旅客の範囲についての確認でございます。

団体様からは回答のほうをいただいているところでございますが、この回答の補足及び説明がございましたらよろしく願いいたします。

【八王子市】 八王子市高齢者いきいき課です。

こちらの質問のNo. 9についても、先ほどと同様にちょっと古い様式のほうでお送りしてしまっておりまして、正しくは旅客の範囲としてはイトニ、身体障害者と要介護認定者になっております。以上です。

【会長】 この場合は、こちらの事務局に新しい様式のものを送っていただくということは問題ないでしょうか。

【運営協議会事務局】 申請書というか、イトニで御送付いただいているので。

【会長】 大丈夫ですね。分かりました。

それでは、委員の皆様の中で御質問、御意見等ありますでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 じゃあ、旅客の範囲についてはイトニで登録ということで認識しておきます。

あと、回答いただいた中で、検査器はありませんがアルコールチェックに反応者いませんということで、具体的にアルコールチェックってどのようにやっつけらっしゃるのでしょうか。

【NPO法人くるみ】 NPO法人くるみです。

要するに、臭いがしないという程度のことしかやっております。

【委員】 対面でそのような飲酒の有無等は確認をされているということですね。

【NPO法人くるみ】 そういう意味です。

【委員】 承知いたしました。すみません、機械がないのにどのようにやっているのかなという単純な疑問でした。ありがとうございます。以上です。

【会長】 ほかの委員の方々に何か御質問、御意見はありませんか。特にありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

それでは、全体的にどうですか。No. 11 から 14 まで、全体的に何か補足で質問、意見等ありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

ないようでありましたら、No. 11 から No. 14 の 4 団体の更新及び変更協議について、協議会として了承するという事によろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第 7 条の第 2 項に定める過半数以上の決が採れました。これにより協議会として了承を得た旨を可決いたします。ありがとうございました。

それでは、次に新規協議団体に移りたいと思います。

社会福祉法人福生市社会福祉協議会の協議ですね。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、まず本団体に関する経緯について御説明いたします。

No. 15 の社会福祉法人福生市社会福祉協議会の団体につきましては、以前より福祉有償運送事業を実施しているところでございます。令和 4 年第 1 回運営協議会において更新申請の協議を既に済んでいるというような状況でございましたが、運輸支局へ登録期限までに申請がされなかったため登録の有効期限が更新されず、今回新規の申請団体として申請をされております。

本件については、福生市並びに福生市社会福祉協議会より御説明をいただきたいと思っております。よろしく御願いたします。

【福生市】 福生市の福祉有償運送を所管しております介護福祉課と申します。

御説明の前に一言おわびを申し上げたく、お時間を頂戴いたします。

このたびは、令和 4 年 7 月 12 日に開催されました多摩地域福祉有償運送運営協議会において、福生市社会福祉協議会の更新申請を御承認いただいたにもかかわらず、同法人において、協議が調ったことを証する書類の提出を怠ったことにより、運行資格を喪失し、再度御協議いただくこととなりました。委員の皆様及び利用者の皆様には多大な御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。心よりおわび申し上げます。

市といたしましても、市民の安全に関わる重大なことと捉え、今後二度とこのようなことがないよう、福生市社会福祉協議会に対し厳重注意するとともに、市からの同法人に対する指導・確認をさらに強化、徹底しております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、福生市社会福祉協議会地域推進課長よりおわび申し上げます。

**【福生市社会福祉協議会】** 福生市社会福祉協議会でございます。

このたびの更新の失効につきましては、令和4年7月12日開催の多摩地域福祉有償運送運営協議会から提出書類一式に了承を得ておりましたが、その際、協議会での了承を得たことで完結し、更新手続の期日に勘違いと思い込みをしておりました。その結果、更新締切りである9月8日を経過し、今年に入り更新が切れている連絡をいただき発覚いたしました。提出期限遅延による更新の失効につきましては、確認を怠った当方の不手際によるものです。このたびは関係者の皆様に対しましても、お手数、御迷惑をおかけすることに深くおわび申し上げます。このたびは申し訳ありませんでした。

今後は、職員各自の制度の認識及び責任の再確認を含め、職員間のより一層の連携強化を図るなど、再発防止に向け努めてまいります。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、審査内容に入る前に、本件について委員の皆様より御意見、御質問等ございますでしょうか。特にありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

それでは、協議に戻ります。

新規協議団体について、事務局から御説明をお願いいたします。

**【運営協議会事務局】** それでは、審査概要等を説明いたします。

今回の事業者様に係る要件については、配付しております新規登録団体要件確認表の記載のとおりでございます。また、申請書類の写しといたしましては、多摩地域福祉有償運送運営協議会申請書類一覧を配付しております。こちらに法人の定款など、参考となる書類を添付してございますので、併せて御確認をいただければと思います。

続きまして、対象地域の需給状況についてでございます。

資料は3-11について、福生市の需給状況等を記載してございます。審議の際に、ぜひそちらも併せて御活用ください。

事務局からの説明は以上でございます。

**【会長】** それでは、審議に移ります。

事前に各委員から質問いただいた事項について、事務局から質問を説明してください。質問に対する回答は、福生市もしくは当該団体の方からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【運営協議会事務局】** では、事務局より事前に福生市様に対して委員の皆様から御質問をいただいております。また、そちらに関して福生市様、団体様より回答をいただいているところであります。

画面のほうを共有させていただいておりますので、併せて御確認ください。

No. 15、社会福祉法人福生市社会福祉協議会に対しての御質問は12点ございました。



内容としては、アルコール検査器で反応された運転手の有無、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子、75歳以上の運転者に関して行っている取組。そして、利用料金に関する御質問、市内・市外どのような想定をされているのか。また、市内・市外で予想される利用件数について。あと、車両3台とも10年を超えているが、買換えの予定があるかどうか。運行中の待機の想定について教えてください。それから、定款について、定款事項の記載内容についての質問、あと確認ですね。それから、運送の対価の設定が地域ごとの定額制となっていることについて。日々の運行時の点呼の実施方法について、運行管理の責任者が運転者を兼務する団体の有無について。加えて、持込み車両となっているが、所有ではないかという確認について。以上、御質問をいただいているところです。それについて、回答のほうをいただいているところです。

回答に関しての補足、あと説明がありましたらお願いいたします。

【福生市】 福生市役所介護福祉課と申します。

今回、団体さんと同じ部屋で参加させていただいておりますが、質問事項に対する補足事項等は特にございません。よろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より、この場での御意見、御質問等のある方は挙手の上、御発言ください。特にありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

じゃあ、私のほうから念の為、確認なんですけど、うっかりミスでこのような状況になっちゃったということはよく理解できました。ただ、いわゆる空期間みたいなのがあって、その間の、たしか市内は1,000円、それから隣接地が1回2,000円ですね。こういった料金については、この空期間の間は全てお戻しになられた、精算したという理解でよろしいのでしょうか。つまり、この期間の場合は福祉有償運送でなく無償の期間になってしまいますので、念の為の御確認です。いかがでしょう。

【福生市社会福祉協議会】 福生市社会福祉協議会です。

今、御質問のあった件なんですけれども、それまで福祉有償運送サービスの更新が切れているという認識ではなかったもので、通常の内市・市外問わず1回500円という利用料金をいただいております。その後、福祉有償運送の更新が切れているということが分かってからなんですけど、別のサービスで車両貸出しサービスというのをやっております、そちらの車両貸出しサービスに遡って置き換えるという対応を取りました。

その際、通常、福祉車両貸出しサービスというのは、ガソリンを満タンにして返していただくというレンタカーのような形で、無償なんですけれどもガソリン代だけ負担していただくというサービスでございまして、それまで福祉有償運送のつもりでいただいていた500円をガソリン代としてそのままいただくという形の対応を取りました。

一応、そういった対応を取るということを運輸支局さんのほうにも御相談いたしまして、そのような対応を取らせていただきました。以上です。

【会長】 分かりました。

ほかに何か御質問等ありませんでしょうか。委員からは特に何かありませんか、念の為の確認等。

【委員】 私のほうからは特に。前回というか、切れてしまったときにいろいろお話をお伺いはしておりますので、あとは回答のほうも特にいただいた内容で理解できましたので、私のほうからは特にありません。

【会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方々も特に御意見、御質問ありませんか。特にありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

それでは、なければ委員の皆様の質問はこれで終了させていただきます。

福生市社会福祉協議会について、新規協議会について協議成立ということによろしいでしょうか。特に御意見ありませんか。

(了の意思表示あり)

なさそうなので、皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第7条の第2項に定める過半数以上の決が採れたことを確認しました。これにより協議会として可決いたしますということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上をもちまして、議題(3)の運営協議会に協議申請された事項の審査についてを終了といたします。

続いて、次第4. その他の(1)登録団体のヒヤリハット等事例についてでございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、事務局より報告をさせていただきます。

皆様、お手元の資料(8)のヒヤリハット、紙には資料4と記載がされていますが、御覧ください。

こちらは資料4として、登録団体におけるヒヤリハット等の事例一覧表を作成しております。

内容は、令和5年4月3日付で、各構成市町村に対して調査依頼をさせていただきまして、各登録団体のヒヤリハットの事例と移送サービス中にあった軽微な事故の事例について、団体ごとに取りまとめたものになってございます。

ヒヤリハットの事例につきましては、各団体で様々な事例を挙げていただきました。ぜひお目通しいただきまして、大変参考になるものと考えてございますので、今後の運行に生かしていただければと思います。一個一個説明いたしますと、かなり時間を要するということで、ぜひ皆様で御確認いただければと思います。

なお、こちらの資料に関しましては、昨年度と同様に運営協議会での報告の後、各市町村へ送付させていただきます。各市町村から各運送運営団体への情報の提供をお願いしたいと思います。各団体の全ての具体的事例につきましては、資料4を先ほど申し上げたとおり御確認ください。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、事務局からの説明を終わります。

【会長】 ありがとうございました。

これについては、特によろしいですね。御質問等ありませんね。

(挙手する者なし)

なければ、本日の議題は全て終了いたしました。

運営協議会事務局へ進行を戻し、事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。

**【運営協議会事務局】** 皆様、本日はお忙しい中、協議会の円滑な運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

次回は、令和6年1月または2月を予定しております。詳細については、決まり次第御案内をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次回の協議会を活用して、過去に委員の方からいただいていた勉強会というものも検討したい、実施を企画したいというふうに今考えているところでございます。まだ、具体は何も決まっていないところですが、協議会に加えて、勉強会というようなものも併せてできればというふうにも思案しているところですので、また構成市の皆様に御意見等を伺う機会があるかと思っておりますが、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

では、これにて会議は終了させていただきますので、順次御退室いただければと思います。

委員から手を挙げていただいております。委員、お願いいたします。

**【委員】** すみません、間際にごめんなさい。

1点だけ、今回福生市さんの例があったように、運輸支局への申請を忘れてしまうとまた新規登録ということになってしまっていて登録免許税もかかってきますので、今後、運輸支局へ本申請があるということを忘れずをお願いいたします。団体さんへの周知をお願いいたします。以上です。すみませんでした。

**【運営協議会事務局】** 委員、最後にありがとうございました。皆様、今最後、大事なお話をいただきましたので、ぜひとも私たち自治体も申請があることを忘れずに、各団体の皆様に働きかけをどうぞよろしくお願いいたします。また、各団体の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、長時間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。順次、御退室をお願いいたします。誠にありがとうございました。